

総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会
第十七次中間とりまとめ（案）等に関するパブリックコメントについて

令和6年6月28日
資源エネルギー庁
電力基盤整備課

令和6年4月24日付けで総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会「第十七次中間とりまとめ（案）」及び「予備電源制度ガイドライン（案）」に対する意見募集を行いました。

お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を別紙のとおりまとめましたので、公表いたします。

1. パブリックコメント実施期間等

- (1) 実施期間：令和6年4月24日（水）～5月24日（金）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (3) 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム、郵送、電子メール

2. 意見募集結果

意見提出件数：1件（なお本件意見募集とは直接関係のない御意見（1件）に対して、資源エネルギー庁の考え方は示しませんが、承っております。）

3. 御意見及び御意見に対する考え方

別紙参照

4. 本件に対するお問い合わせ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

TEL：03-3501-1511（代表番号）

総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会「第十七次中間とりまとめ（案）」等に対する
御意見及び御意見に対する考え方

<第十七次中間とりまとめ（案）>

なし

<予備電源制度ガイドライン（案）>

No.	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
1	<p>【該当箇所】 予備電源制度ガイドライン（案）_1. 本文書の位置づけ 「具体的には、需給の構造が変化していく中で、容量市場で想定されていない、大規模な電源脱落、想定が困難な需要の急激な伸び、想定外の電源退出等に備えるため、1年程度の期間で稼働が可能な休止電源を確保しておき、供給力が不足する見通しとなる場合に立ち上げることを可能とする枠組みである「予備電源制度（以下「本制度」という。）」を、容量市場を補完する位置づけとして創設することとなった。」</p> <p>【意見】 ・本制度趣旨に賛同いたします。 ・他方、足元の需給ひっ迫対策となり得るDRの更なる活用等、他の手段も含めて、より社会全体のコストを低減し</p>	<p>「電力の安定供給が確保されるような対応策」に関する御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

つつ、安定供給を確保できる対応策について、引き続き総合的な検討をお願いします。

【理由】

・本制度は、過去数年の需給ひっ迫時の供給対策を踏まえ、投資回収の予見性を確保する容量市場を補完するものとして位置づけ、創設されたものと認識しております。

・当社としては、需給ひっ迫対策の一環として、本制度創設に賛同します。

・他方、足元の需給ひっ迫対策となり得る DR の更なる活用等、他の手段も含めて、より社会全体のコストを低減しつつ、電力システム改革の目標の一つである「電力の安定供給が確保」されるような対応策につき、引き続き総合的な検討をお願いします。

意見募集を実施した際の案からの変更点

総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会「第十七次中間とりまとめ（案）」等に対する意見募集を実施した際の「第十七次中間とりまとめ（案）」及び「予備電源制度ガイドライン（案）」からの変更点は以下のとおりです。

＜第十七次中間とりまとめ（案）＞

変更箇所	変更内容（赤字）	備考
2.（2）②	<p>本制度に応札する電源の最低容量（kW）の検討に当たって、容量市場や現行の追加供給力公募（以下「kW公募」という。）では、最低応入札容量を1,000kWとしている。これは、比較的小規模な電源も含めて必要な供給力を総量で確保していく趣旨であると考えられる。他方、本制度の趣旨は、大規模災害等による電源の脱落や需要の急増など、追加の供給力確保を行う必要が生じた際に稼働できる休止電源を確保することであり、供給力不足が顕在化した際への備えという観点では、一定容量以上の電源を確実に備えておくことが望ましいと考えられる。</p> <p>そこでまた、電気事業法に基づいて発電所の休廃止予定日の9か月前までに届け出る必要がある電源の規模や、発電情報公開システム（HJKS）において停止及び出力低下等の情報の開示が求められる基準が10万kWであること、及び長期脱炭素電源オークションにおける最低入札容量が原則10万kWとされていることを踏まえ、本制度の最低応札容量は10万kWとした。</p>	技術的修正
2.（3）②脚注	⁵ 退出ペナルティについては、2.（ 3 ）③で後述。	技術的修正
2.（3）③	<p>（略）</p> <p>そこで、やむを得ない理由として退出ペナルティを科さない退出とした場合に限り、既に支出した修繕費等（制度適用期間の長さにかかわらず、支出が必要な費用相当）については、退出以降も支払を継続することとした。具体的には、応札時の価格内訳を基に事前に行う修繕費等を算出し、その分の支払を継続すること形とした。</p>	技術的修正
2.（3）④	2.（3）①で述べたとおり、それぞれのリクワイアメントが満たされないと判断される場合には、経済的ペナルティとは別途、契約解除を可能とすることとした。また、事業者がその容量	技術的修正

	<p>の一部又は全部を退出する場合の経済的ペナルティ（退出ペナルティ）については、制度適用開始年度の前後でそれぞれ5%、10%とした。</p> <p>（略）</p>	
2. (4) ② (ア)	<p>（略）</p> <p>なお、短期立ち上げの予備電源は3-3か月程度での立ち上げが想定されるため、立ち上げ決定後から修繕を開始すると実需給に間に合わない場合、事前に修繕が必要となり、当該修繕費が本制度への応札価格に含まれることとなる。一方長期立ち上げの予備電源は10か月～1年程度での立ち上げが想定され、基本的に、必要な修繕等を立ち上げが決まってから実施することが可能と考えられるため、本制度への応札価格は短期立ち上げの予備電源より一定程度低くなることが想定される。</p>	技術的修正
2. (4) ② (イ)	<p>（略）</p> <p>具体的には、費用別の容量市場の応札価格との関係を以下のように考え、監視のプロセスで確認することとした。なお、容量市場の価格規律では認められていなくても、予備電源で必要となると考えられる費用についても、応札価格への織り込みを認めることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ —容量市場の応札価格に織り込まれたコストと同額以下：修繕費、税金等 ✓ —容量市場の応札価格に織り込まれたコストから一定割合を減じた額：人件費、発電側課金等 ✓ —追加で応札価格に織り込み可能：休止措置（窒素封入等）費、燃料関係費用、事業報酬等 	技術的修正
2. (4) ② (ウ)	<p>2. (4) ② (ア) のとおり、本制度の応札価格について、当該電源の過去の実績との比較に加え、容量市場の価格を参考に一定の価格の目安や規律を設けるに当たって、制度間のバランスという観点で、容量市場の過去4年度間における経過措置を考慮した総平均単価の平均値を目安の価格として、総合評価において、本制度への応札価格をこれと比較することとした。目安の価格の詳細は2. (5) ③(イ)に後述する。</p>	技術的修正
2. (4) ③ (ウ)	<p>（略）</p> <p>また、修繕等の前倒しに伴って発生する追加費用は、休止維持に係る人件費などに限り、本制度への応札価格に織り込むことを認めることとした。なおただし、修繕等を前倒しする期間</p>	技術的修正

	<p>(参考図 2-6 の N-1 年度) で当該電源が容量市場に落札している場合、N-1 年度の容量市場のリクワイアメントは満たすことが前提となる。</p> <p>(略)</p> <p>ただし、後述の 2. (5) ①において、制度適用期間は「事業者が、立ち上げプロセスへの応札が可能なまま予備電源の休止状態を維持するものとして設定し、広域機関が認めた期間」、その始期は「立ち上げプロセスに応札可能となる時点」としたため、立ち上げ決定後から修繕を開始すると実需給に間に合わない電源は、通常、制度適用期間前から修繕等を開始すると考えられる。したがって、この場合に必要となる費用は制度適用期間外に発生するが、2. (4) ②で述べている価格規律に則って応札価格への織り込みが認められることとなる。</p>	
<p>2. (4) ④ (イ)</p>	<p>(略)</p> <p>ただし、立ち上げプロセスに備えて必要最低限の燃料を事前に保管する場合、燃料サプライチェーンの契約は一旦途切れることとなるため、燃料の追加調達が必要となっても困難となる可能性がある。追加調達が困難な場合、予備電源が立ち上げに伴いあらかじめ保管していた燃料を使い切ると、当該電源はそれ以上稼働することができなくなるため、それ以降は予備電源としてのリクワイアメントも満たせなくなる点に留意する必要がある。なお、2. (3) ③において、この場合はリクワイアメントを達成できるよう事業者において適切に対応していたとしても退出を避けられないため、退出ペナルティは科さないことが妥当と整理している。</p> <p>(略)</p>	<p>技術的修正</p>
<p>2. (4) ④ (ウ)</p>	<p>(略)</p> <p>なお①' について、事業者等へのヒアリングによると、発電事業者は燃料購入時に入札等を行い、実態として、大手元売事業者が公表している重油の公示価格等以下の価格で燃料を購入することが多いとのことであった。そこで、基本的には燃料市況価格以下の価格での調達が可能と考えられることから、事業者における調達努力を促すため、①' には応札時から購入時までの燃料市況価格の変動のみを反映することとした。すなわち、仮に応札時の燃料市況価格に基づく燃料価格の見積りに購入時の燃料市況価格を反映した値より高い燃料価格で燃料を購入した場合であっても、①' には応札時に届け出た燃料市況価格の変動のみを反映することとした。一方、応札時の燃料市況価格に基づく燃料価格の見積りに購入時の燃料市況価格を反映し</p>	<p>技術的修正</p>

	た値以下の燃料価格で燃料を購入した場合は、事業者による価格つり上げ等の行為が行われていないとみなし、当該価格を①'として精算することとした。	
2.(4)④ (オ)	<p>(オ) 制度適用期間終了後又は制度適用期間中に応札を求められた立ち上げプロセスによる稼働終了後に残った燃料の扱い</p> <p>立ち上げ決定前にあらかじめ燃料を貯蔵しておき、かつその費用を本制度の応札価格に織り込んだ場合において、本制度適用期間内に立ち上げプロセスが生じなかった等の理由で制度適用期間終了後又は制度適用期間中に応札を求められた立ち上げプロセスによる稼働終了後(制度適用期間終了後に、当該稼働が終了した場合に限る。)に当該燃料が残った際の扱いについて、以下のとおり整理した。</p>	技術的修正
2.(5)①	<p>(略)</p> <p>まず、予備電源の制度趣旨を踏まえ、制度適用期間の定義は「事業者が、立ち上げプロセスへの応札が可能のまま予備電源の状態³⁶で休止状態を維持するものとして設定し、広域機関が認めたしている期間」とした。具体的には、例えば事前の修繕等により立ち上げプロセスへの応札ができない期間は、制度適用期間に含めないこととした。加えて、事前の修繕等に1年以上の期間を要する場合、立ち上げプロセスに応札可能な状態となる年を制度適用期間の第一年度とし、募集することとした(参考図2-12)。</p> <p>(略)</p>	技術的修正
2.(5)③ (ウ)	<p>(略)</p> <p>この限定的な条件としては、目安の価格(容量市場の過去4年度間における経過措置を考慮した総平均単価の平均値)を超す応札電源であっても、本制度の趣旨と照らして確保することが妥当な場合に限られる。例えば、N年度を通じて確保できる予備電源や応札電源が一定量存在すれば、仮に募集量を多少満たさなかったとしても、あえて高い価格での応札電源を落札とする必要はないと考えられる。</p> <p>(略)</p>	技術的修正
2.(5)④脚注	³⁶ 予備電源として契約後に立ち上げコストが上昇し得る点については2.(3)②で前述。	技術的修正
2.(8)①	まず、N年度を制度適用期間の第一年度とする予備電源は基本的に、N+1年度実需給向けメインオークションの約定結果公表後(N-2年度を想定)に募集することとしている。機械的に考え	技術的修正

	<p>れば、初回募集を 2024 年度に行う場合、2026 年度を第一年度とする予備電源を募集することとなる。他方で、初回募集において、2 年後に制度適用開始となる電源のみならず、直近で予備電源となることが可能な電源も確保しておくことは、制度趣旨からも望ましいといえる。</p> <p>(略)</p>	
2. (9) ⑥	<p>制度適用期間は「事業者が、立ち上げプロセスへの応札が可能のまま予備電源の状態で予備電源を休止状態を維持するものとして設定し、広域機関が認めたしている期間」とし、「立ち上げプロセスへの応札が可能となる時点」が始期となるよう、また最大で 3 年間（月単位）となるよう、事業者が本制度への応札時に始期と終期を適切に選択する。</p>	技術的修正
2. (9) ⑦	<p>(略)</p> <p>立ち上げプロセスへの応札以外の項目は、事業者に遵守を求め、守られない時には事業者への説明等を求め、必要に応じてその状況の公表等も行いつつ、最終的には契約解除できる。</p> <p>具体的にまた、まず制度適用期間中に休止状態を維持し続けることをもリクワイアメントとして、する。これに反して予備電源を立ち上げた場合は、立ち上げ時点に遡り、契約解除のペナルティと併せて退出ペナルティ（10%）を科す。</p> <p>次上記のリクワイアメント以外に、大規模震災等によって立ち上げプロセスの手続きを待てないような緊急事態においては、資源エネルギー庁や制度実施主体からの立ち上げ要請に応じる旨を努力義務とする。ただし、要請に対して適切に連絡しており、かつ、事業者において適切に立ち上げに向けた検討や取組が行われていることを前提として、仮に立ち上げに応じられなかったとしてもやむを得ないとする。なお、合理的な理由なく立ち上げに応じない場合は、必要に応じてその状況の公表等を行いつつ最終的には契約解除できる。</p> <p>(略)</p>	技術的修正
2. (9) ⑧	<p>(略)</p> <p>価格評価においては、容量市場の価格（過去 44 年度間における経過措置を考慮した総平均単価の平均値（6,429 円/kW））を目安とし、これを下回る応札価格となっている電源の中からより価格が低いものを高評価とし、落札する電源を決定する。</p> <p>(略)</p>	技術的修正
2. (9) ⑨	<p>(略)</p>	技術的修正

	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 容量市場の応札価格に織り込まれたコストと同額以下：修繕費、税金等 ✓ 容量市場の応札価格に織り込まれたコストから一定割合を減じた額：人件費、発電側料金等 ✓ 追加で応札価格に織り込み可能：休止措置（窒素封入等）費、燃料関係費用、事業報酬等 										
2. (10)	<p>(略)</p> <p>(参考図 2-23) 2 回目以降の募集に向けた継続検討事項</p> <table border="1" data-bbox="488 485 1832 1425"> <thead> <tr> <th data-bbox="488 485 898 531">継続検討事項</th> <th data-bbox="898 485 1308 531">出所</th> <th data-bbox="1308 485 1832 531">初回募集時の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="488 531 898 577">(略)</td> <td data-bbox="898 531 1308 577">(略)</td> <td data-bbox="1308 531 1832 577">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 577 898 1425"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立ち上げプロセスへの応札以外の項目（緊急時の立ち上げ要請、休止状態の維持、想定立ち上げコスト）については、少なくとも制度開始当初は、リクワイアメントの達成基準となる数値的な線引きや、遵守状況のつぶさな確認、経済的なペナルティをあらかじめ設定することはしない。 ・ 今後、具体的な事例が生じ、数値基準を決められる段階で、具体的な基準の検討を行う。 </td> <td data-bbox="898 577 1308 1425"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 85 回作業部会(2023 年 10 月 13 日) 資料 3 (p. 7) </td> <td data-bbox="1308 577 1832 1425"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立ち上げプロセスへの応札以外の項目については、事業者に遵守を求め、守られない時には、事業者への説明等を求め、必要に応じてその状況の公表等も行いつつ、最終的には契約解除できる。 ・ なお、休止状態の維持に反して予備電源を立ち上げた場合については、他市場収益に関するペナルティではなく、立ち上げ時点に遡り、契約解除と併せて退出ペナルティ（10%）を科す。（第 86 回作業部会（2023 年 11 月 29 日）） ・ また、緊急時の立ち上げ要請については、合理的な理由なく立ち上げに応じない場合に、必要に応じてその状況の公表等を行う努力義務とする。（第 87 回作業部会 </td> </tr> </tbody> </table>	継続検討事項	出所	初回募集時の対応	(略)	(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立ち上げプロセスへの応札以外の項目（緊急時の立ち上げ要請、休止状態の維持、想定立ち上げコスト）については、少なくとも制度開始当初は、リクワイアメントの達成基準となる数値的な線引きや、遵守状況のつぶさな確認、経済的なペナルティをあらかじめ設定することはしない。 ・ 今後、具体的な事例が生じ、数値基準を決められる段階で、具体的な基準の検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 85 回作業部会(2023 年 10 月 13 日) 資料 3 (p. 7) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立ち上げプロセスへの応札以外の項目については、事業者に遵守を求め、守られない時には、事業者への説明等を求め、必要に応じてその状況の公表等も行いつつ、最終的には契約解除できる。 ・ なお、休止状態の維持に反して予備電源を立ち上げた場合については、他市場収益に関するペナルティではなく、立ち上げ時点に遡り、契約解除と併せて退出ペナルティ（10%）を科す。（第 86 回作業部会（2023 年 11 月 29 日）） ・ また、緊急時の立ち上げ要請については、合理的な理由なく立ち上げに応じない場合に、必要に応じてその状況の公表等を行う努力義務とする。（第 87 回作業部会 	技術的修正
継続検討事項	出所	初回募集時の対応									
(略)	(略)	(略)									
<ul style="list-style-type: none"> ・ 立ち上げプロセスへの応札以外の項目（緊急時の立ち上げ要請、休止状態の維持、想定立ち上げコスト）については、少なくとも制度開始当初は、リクワイアメントの達成基準となる数値的な線引きや、遵守状況のつぶさな確認、経済的なペナルティをあらかじめ設定することはしない。 ・ 今後、具体的な事例が生じ、数値基準を決められる段階で、具体的な基準の検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 85 回作業部会(2023 年 10 月 13 日) 資料 3 (p. 7) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立ち上げプロセスへの応札以外の項目については、事業者に遵守を求め、守られない時には、事業者への説明等を求め、必要に応じてその状況の公表等も行いつつ、最終的には契約解除できる。 ・ なお、休止状態の維持に反して予備電源を立ち上げた場合については、他市場収益に関するペナルティではなく、立ち上げ時点に遡り、契約解除と併せて退出ペナルティ（10%）を科す。（第 86 回作業部会（2023 年 11 月 29 日）） ・ また、緊急時の立ち上げ要請については、合理的な理由なく立ち上げに応じない場合に、必要に応じてその状況の公表等を行う努力義務とする。（第 87 回作業部会 									

			(2023年12月25日))	
	(略)	(略)	(略)	

< 予備電源制度ガイドライン（案） >

変更箇所	変更内容（赤字）	備考
2.（2）	<p>価格評価においては、容量市場の価格（第1回～第4回メインオークションにおける経過措置²を考慮した総平均単価の平均値（6,429円/kW³）を目安とし、燃料関係費用を除いて算出した応札単価⁴（円/kW・年）がこれを下回る応札価格となっている電源の中からより応札単価⁵価格が低い電源を高評価とする。また、落札電源の応札価格が約定価格となるマルチプライス方式を用いる。</p> <p>³容量市場において、電源を落札した事業者が締結する契約期間は1年間のため、総平均単価の平均値は1年当たりのkW単位の価格である。</p> <p>⁴容量市場の価格と比較する、燃料関係費用を除いて算出した応札単価（円/kW・年）＝事業者が3.（2）で後述する算出ルールに基づいて応札価格に織り込んだ各コストの合計値から燃料関係費用を除いた値（円）÷ {応札容量（kW）×制度適用期間の月数（月）÷12（月/年）}</p> <p>⁵応札単価（円/kW・年）＝事業者が3.（2）で後述する算出ルールに基づいて応札価格に織り込んだ各コストの合計値（円）÷ {応札容量（kW）×制度適用期間の月数（月）÷12（月/年）}</p>	技術的修正
2.（4）	<p>予備電源維持運用者は、広域機関との間で予備電源契約を締結する。予備電源に係る費用は、予備電源契約に基づき、電源入札等補填金⁶³として、制度適用年度の翌年度に一括で、広域機関から支払われる。年度当たりの電源入札等補填金は以下のとおり。</p> <p>電源入札等補填金（円）＝契約単価（円/kW・年）⁷ × 予備電源契約容量（kW） × 当該年度に含まれる制度適用期間⁸⁴の月数（月）÷12（月/年）－調整不調電源に科される経済的ペナルティ（円）⁹</p> <p>⁶³本制度は、広域機関における電源入札等の一類型と位置付けられる。本制度に係る費用は、一般送配電事業者（沖縄電力を除く9者）が電源入札拠出金として広域機関に支払い、広域機関はこれを原資として、予備電源維持運用者に対して電源入札等補填金を支払う。</p> <p>⁷契約単価（円/kW・年）＝予備電源維持運用者が3.（2）で後述する算出ルールに基づいて応札価格に織り</p>	技術的修正

	<p>込んだ各コストの合計値（円）÷ {予備電源契約容量（kW）×制度適用期間の月数（月）÷12（月/年）}</p> <p>⁸⁴予備電源維持運用者が、落札電源についてを、本制度のリクワイアメントである「立ち上げプロセスへの応札」が可能なままその状態で休止状態を維持するものとして設定し、広域機関が認めたしている期間をいう。以下同じ。リクワイアメントの詳細は2.（5）に後述。</p> <p>⁹2.（5）で後述するリクワイアメントを達成できなかった場合に加えて、予備電源維持運用者が本制度から退出する場合及び広域機関が予備電源維持運用者との予備電源契約を解除する場合に、予備電源契約に基づいて算定される経済的ペナルティが科される。</p>	
2.（5）	<p>予備電源維持運用者は、制度適用期間において、落札電源の休止状態を適切に維持し、供給力が不足する見通しとなる場合に開催される立ち上げプロセスに応札する義務（リクワイアメント）を達成することが求められる。</p> <p>応札する義務が課される立ち上げプロセスは、電源ごとに、立ち上げプロセスでの落札から立ち上げまでに要する期間に応じて以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期立ち上げの電源の場合、落札から実需給まで3か月程度で立ち上げを求められる公募等 ・長期立ち上げの電源の場合、容量市場の追加オークション¹⁰⁵ <p>制度適用期間においてリクワイアメントを達成できなかった場合には、広域機関から予備電源維持運用者にその旨が通知され、予備電源契約に基づいて算定される経済的ペナルティが科される。</p> <p>¹⁰⁵全国を対象として開催する追加オークションにあつては、追加オークション前の供給力確保量と追加オークション開催判断時の目標調達量の差分がメインオークション時のH3需要の2%分を上回っており、国の審議会で予備電源の応札を求めると判断したいる場合に開催されるもの調達オークションに限る。特定のエリアを対象として開催する追加オークションにあつては、当該エリアにおいて供給信頼度を充足するために不足すると推測される供給力の値が当該エリアのメインオークション時のH3需要の2%分を上回っているかどうかを目安として、国の審議会で予備電源の応札を求めると判断したものに限る。</p>	技術的修正

<p>3. (1)</p>	<p>本制度は、予備電源候補となる高経年火力の数が限られるため、応札容量が大規模な電源は募集量を満たすために落札が不可欠となり、価格つり上げが生じる可能性がある¹¹⁶。このため、応札価格について、電力・ガス取引監視等委員会（以下「監視等委」という。）において、応札後に、以下の内容を監視することが期待される。なお、監視対象は、落札候補となる応札案件である。</p> <p>¹¹⁶本制度においては、調達量が募集量から多少増減することを許容しているため、募集量を満たす量の電源を落札させることが必須ではない。</p>	<p>技術的修正</p>																
<p>3. (2)</p>	<p>短期立ち上げの予備電源は、立ち上げ決定後から修繕を開始すると実需給に間に合わない場合、事前に修繕が必要となり、修繕費が本制度への応札価格に織り込まれることとなる。一方、長期立ち上げの予備電源は、基本的に、必要な修繕等を立ち上げが決まってから実施することが可能と考えられるため、本制度への応札価格は短期立ち上げの予備電源より一定程度低くなるが見込まれる。</p> <table border="1" data-bbox="443 762 1727 1430"> <tr> <td data-bbox="443 762 638 858">修繕費¹²⁷</td> <td data-bbox="638 762 1727 858">当該電源の休止状態の維持に関連して必要となる修繕・定期検査に係る費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 858 638 906">固定資産税</td> <td data-bbox="638 858 1727 906">当該電源を保有することによって発生する固定資産税の額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 906 638 1050">事業税 (収入割)</td> <td data-bbox="638 906 1727 1050">当該電源の休止状態の維持によって得られる収入に対して発生する事業税の額（本制度の応札価格に織り込んだ含めた総費用（事業税（収入割）を除く）×税率/（1-税率））</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1050 638 1098">人件費</td> <td data-bbox="638 1050 1727 1098">当該電源の休止状態の維持に関連して必要となる人員に対する給与手当等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1098 638 1145">発電側課金</td> <td data-bbox="638 1098 1727 1145">当該電源の休止状態の維持に係る発電側課金（kW 課金）¹³⁸</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1145 638 1241">法人税</td> <td data-bbox="638 1145 1727 1241">当該電源の休止状態の維持によって得られる収益に対して発生する法人税の額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1241 638 1289">休止措置費</td> <td data-bbox="638 1241 1727 1289">当該電源の休止措置（窒素封入¹⁴⁹等）を行うために必要となる費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1289 638 1430">燃料関係費用</td> <td data-bbox="638 1289 1727 1430">当該電源（石油火力に限る。¹⁵）のためにあらかじめ保管しておく燃料（石油に限る。¹⁰）の購入等¹⁶の購入に係る費用（応札時の燃料市況価格に基づく燃料単価価格¹¹の見積り¹⁷¹²×保管予定である燃料の量¹⁸⁴³）</td> </tr> </table>	修繕費 ¹²⁷	当該電源の休止状態の維持に関連して必要となる修繕・定期検査に係る費用	固定資産税	当該電源を保有することによって発生する固定資産税の額	事業税 (収入割)	当該電源の休止状態の維持によって得られる収入に対して発生する事業税の額（本制度の応札価格に織り込んだ含めた総費用（事業税（収入割）を除く）×税率/（1-税率））	人件費	当該電源の休止状態の維持に関連して必要となる人員に対する給与手当等	発電側課金	当該電源の休止状態の維持に係る発電側課金（kW 課金） ¹³⁸	法人税	当該電源の休止状態の維持によって得られる収益に対して発生する法人税の額	休止措置費	当該電源の休止措置（窒素封入 ¹⁴⁹ 等）を行うために必要となる費用	燃料関係費用	当該電源（石油火力に限る。 ¹⁵ ）のためにあらかじめ保管しておく燃料（石油に限る。 ¹⁰ ）の購入等 ¹⁶ の購入に係る費用（応札時の燃料市況価格に基づく燃料単価価格 ¹¹ の見積り ¹⁷¹² ×保管予定である燃料の量 ¹⁸⁴³ ）	<p>技術的修正</p>
修繕費 ¹²⁷	当該電源の休止状態の維持に関連して必要となる修繕・定期検査に係る費用																	
固定資産税	当該電源を保有することによって発生する固定資産税の額																	
事業税 (収入割)	当該電源の休止状態の維持によって得られる収入に対して発生する事業税の額（本制度の応札価格に織り込んだ含めた総費用（事業税（収入割）を除く）×税率/（1-税率））																	
人件費	当該電源の休止状態の維持に関連して必要となる人員に対する給与手当等																	
発電側課金	当該電源の休止状態の維持に係る発電側課金（kW 課金） ¹³⁸																	
法人税	当該電源の休止状態の維持によって得られる収益に対して発生する法人税の額																	
休止措置費	当該電源の休止措置（窒素封入 ¹⁴⁹ 等）を行うために必要となる費用																	
燃料関係費用	当該電源（石油火力に限る。 ¹⁵ ）のためにあらかじめ保管しておく燃料（石油に限る。 ¹⁰ ）の購入等 ¹⁶ の購入に係る費用（応札時の燃料市況価格に基づく燃料単価価格 ¹¹ の見積り ¹⁷¹² ×保管予定である燃料の量 ¹⁸⁴³ ）																	

事業報酬	本制度に係る総営業費用相当額 ¹⁹¹⁴ ×当該電源を保有する自己又はグループ内の発電部門固有の事業報酬率
------	---

予備電源の応札価格に織り込むことが認められたコストのうち、容量市場の応札価格に織り込まれたコストと重複するものは、当該電源の容量市場の応札価格¹⁵²⁰との関係がコスト別に以下のとおりになっている必要がある。

- ①修繕費、固定資産税、事業税（収入割）等：当該電源の容量市場における応札価格に織り込まれたコストと同額以下²¹⁴⁶
- ②人件費、発電側課金等：当該電源の容量市場における応札価格に織り込まれたコストから一定割合を減じた額²¹⁴⁶

¹²⁷その修繕費を応札価格に織り込んだ修繕・定期検査について、予備電源維持運用者から未実施であった旨の申告があった場合、又は修繕等完了時の連絡等において明らかに未実施と判断できる場合においては、当該修繕費を精算する。仮に当該申告若しくは当該連絡等をせず、又は当該申告若しくは当該連絡等の内容に虚偽があった場合、広域機関は予備電源契約を解除できる。

また、前述のとおり修繕費の事後的な増額は認めないが、応札価格に織り込まなかった修繕が発生した場合、応札価格の範囲内であれば、広域機関に事前連絡した上で、予備電源維持運用者の判断で追加的な修繕を行うことも可能とする。

¹³⁸系統連系受電契約を結ぶ一般送配電事業者が、電源の系統への逆潮流の実績がなく、不使用月と判定された場合、発電側課金（kW 課金）は半額となる。

¹⁴⁹電源の防錆措置としての窒素封入をいう。

¹⁵¹⁰詳細は4. に後述。

~~¹¹燃料単価をいう。以下同じ。~~

¹⁶当該電源のためにあらかじめ保管しておく燃料に加え、燃料タンクの加温に用いる燃料を指す。

¹⁷¹²見積りに用いる燃料市況価格（大手石油元売事業者が公表している産業用C重油の公示価格等）の種類等は、当該電源を応札した事業者が過去に当該電源用の燃料を購入した際と同等であることを基本とする。

	<p>¹⁸¹³短期立ち上げの予備電源の立ち上げプロセスをkW公募と仮定し、本制度のリクワイアメントを満たす必要最低限の量として、kW公募2回分の発動回数の要件を満たせる量にデッド分や起動試験分の燃料を加味した量とする。</p> <p>¹⁹¹⁴予備電源の制度適用期間分の営業費用（応札価格に織り込んだコストをいう。）を指す。ただし、燃料関係費用、事業報酬の発生に伴う法人税相当分、その他の税金分は、この総営業費用相当額には含めない。</p> <p>²⁰¹⁵当該電源が選択した予備電源の制度適用期間を実需給年度とする容量市場において、当該電源が不落札かつ監視対象だった場合は、その応札価格を参照する。他方、当該電源が不落札だったが監視対象外だった場合、又は未応札だった場合は、当該電源の過去の修繕等の実績値等を参照する。</p> <p>²¹¹⁶容量市場への応札価格を上回った物価上昇等の織り込みは原則認めないが、容量市場の応札時点から本制度の応札時点までの実績値を合理的に反映させるなど、事業者による合理的な説明が可能となっている場合に関しては、上記の監視を柔軟に運用することもあり得る。</p>	
3. (4)	<p>監視等委は、監視の結果、個別の費用項目について応札価格に織り込むことが認められない金額があった場合には、事業者及び広域機関に対してその旨を通知し、事業者に対して応札価格の是正を求める。ただし、事業者は、監視等委から応札価格に織り込む含めることが認められない金額の通知があった日から14日以内であれば、広域機関に対して応札の取下げを申し出ることができる。</p> <p>(略)</p>	技術的修正
4. (1)	<p>本制度では、短期立ち上げの石油火力に限り、立ち上げが決まってからの燃料の確保が難しい場合は、発電所等のタンクにあらかじめ必要最低限の燃料を保管しておくための燃料関係費用を応札価格に織り込むことを認める。当該燃料関係費用は、3. (2)に記載のとおり「応札時の燃料市況価格に基づく燃料単価価格¹¹の見積り¹⁷¹²×保管予定である燃料の量¹⁸¹³」による算出を求める。</p>	技術的修正
4. (2)	<p>応札時から実際の燃料購入までに燃料単価価格が変動した場合は、燃料単価価格の変動を反映すべく、応札時の燃料関係費用に対して精算を行う。その際、広域機関は、応札時の燃料関係費用に代えて、「購入時の燃料単価価格×応札時に届け出た燃料の量」により算出した燃料関</p>	技術的修正

	<p>係費用が予備電源維持運用者に支払われるよう、電源入札等補填金の額を調整する。</p> <p>「購入時の燃料単価価格」には、応札時から購入時までの燃料市況価格の変動のみを反映する。すなわち、仮に応札時の燃料市況価格に基づく燃料単価価格の見積りに購入時の燃料市況価格を反映した値より高い燃料単価価格で燃料を購入した場合であっても、応札時に届け出た燃料市況価格の変動のみを反映する。一方、応札時の燃料市況価格に基づく燃料単価価格の見積りに購入時の燃料市況価格を反映した値以下の燃料単価価格で燃料を購入した場合は、当該燃料単価価格を「購入時の燃料単価価格」として精算する。</p>	
4. (3)	<p>燃料関係費用を応札価格に織り込んだ短期立ち上げの予備電源が立ち上げプロセスを経て稼働した場合、稼働に要した燃料費相当分を「購入時の燃料単価価格（＝4. (2) に則って精算した後の燃料単価価格と同値）×立ち上げプロセスでの稼働で消費した燃料の量」によって算出し、当該燃料費相当分が広域機関に全額還付されるよう、広域機関から予備電源維持運用者に支払う電源入札等補填金の額を調整する。</p>	技術的修正
4. (4)	<p>(4) 制度適用期間終了後又は制度適用期間中に応札を求められた立ち上げプロセスによる稼働終了後²²に残った燃料の扱い</p> <p>応札価格に燃料関係費用を織り込んだ電源について、当該費用を用いて購入した燃料が制度適用期間終了後又は制度適用期間中に応札を求められた立ち上げプロセスによる稼働終了後²²に残った場合、予備電源維持運用者は1年程度以内に残った燃料を用いた売電又は燃料転売を行い、得られた収益（＝売電又は燃料転売による収入－諸費用²³⁴⁷）の9割を還付する必要がある。この際、売電又は燃料転売に当たって追加の費用が必要となった場合でも、広域機関はその費用の支払を行わない。</p> <p>収益の算出元となる売電又は燃料転売による収入と諸費用の双方について、予備電源維持運用者が価格を不当に操作しないことが求められる。具体的には、売電又は燃料転売による収入は不当に低くない水準²⁴¹⁸である必要がある。また諸費用は、過去の実績等と照らして過大に計</p>	技術的修正

上しないことが求められる。

(略)

²² 制度適用期間終了後に、制度適用期間中に応札を求められた立ち上げプロセスによる稼働が終了した場合に限る。

²³¹⁷ 売電の場合、当該電源の立ち上げや維持に要する費用を想定。燃料転売の場合、燃料払出設備の設置等に要する費用を想定。

²⁴¹⁸ 燃料の処理方法に応じて、例えば以下のとおりとする。

- ・ 売電の場合：その時点におけるスポット市場価格と同等の水準であることを求める。
- ・ 燃料転売の場合：複数の事業者と販売交渉を行う等、燃料市況価格に近い水準での転売を試みることを求める。